財政上の支援措置の改善提案に対する協議の結果（論点シート）

整理番号	国際・地域の別	指定No	総合特区名称	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	回数	国と地方の協議【書面協議】担当省庁の見解 ［A：概算要求等として引き続き検討（全国展開、特区含む）、B：現行制度で対応可能、C：対応しない、Z：自治体が検討］ 担当省庁・担当課	国の予算制度名等	対応	実施時期	理由・根拠となるデータ・法令解釈・条件／代替案の内容とその妥当性・論点など	※対応の但し書き	国と地方の協議【書面協議】指定自治体の回答 ［a：了解、b：条件付き了解、c：受け入れられない、d：その他］ 対応	理由等	対面協議	内閣府記載欄 ［Ⅰ：実現が可能となったもの　Ⅱ：実現に向けて概算要求等の検討がなされるもの　Ⅲ：要望内容の実現に向けて、条件や代替案等を検討し協議を継続して行うもの　Ⅳ：見解の相違があり、要望実現の方向性を導けるよう、引き続き協議を継続して行うもの、または見解の相違により、協議を一旦終了するもの　Ⅴ：自治体が再検討を行うもの、または提案の取り下げを行うもの］ 内閣府コメント	内閣府整理
96	国際	5	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	人材育成・確保推進事業	航空機関連企業において若手労働者への技能継承面でも重要な役割を果たすベテラン労働者（高齢者）の継続的な雇用を図る。	航空機関連企業（雇用主）	厚生労働省	「高年齢雇用継続給付金」	拡充	現在、定年延長や再雇用制度により、高齢者を継続雇用している場合、その労働者は「高年齢雇用継続給付金」を受給できるが、雇用される企業から支払われる賃金が満60歳到達前の75%以下でなければ給付金は支給されず、また、当該給付金を満額受給するためには、継続雇用時の賃金が満60歳到達前賃金の61%以下に低下していること等が要件となる。この要件を以下のとおり廃止、緩和することを要望する。 ①現在の「高年齢雇用継続給付金」制度における支給要件である、「継続雇用される企業から支払われる賃金が満60歳到達前の75%以下でなければならない」という要件を廃止、継続雇用する企業が満60歳到達時賃金の75%以上を支給する場合にも給付金が受給できるようにする。 ②「60歳到達時の賃金月額が447,300円を超える場合は60歳到達時の賃金月額を447,300円とする」という要件を廃止する。 ③「賃金＋給付金の合計が340,761円を超える場合、給付金は（340,761円-支給対象月の賃金）円」という要件を「賃金＋給付金の合計が60歳到達時の賃金月額を超える場合、給付金は（60歳到達時の賃金月額-支給対象月の賃金）円」に緩和する。	1回目	厚生労働省 職業安定局雇用保険課	高年齢雇用継続給付	C		高年齢雇用継続給付は、全国の労働者及び使用者の方々から一律に頂いた保険料を原資として、全国一律の給付水準で運営している。ご提案のように、特定の地域に偏重して高年齢雇用継続給付を上乗せ支給すると、保険事故以外の事由により給付内容に差が生じ、不公平な制度となるため、その他の地域で保険料を負担している人々の理解が得られず、実現は困難である。 　なお、高年齢雇用継続給付の支給要件については、雇用保険料を負担する労使の代表による議論を経て適切とされた水準に設定しているものである。		d	航空機産業は、今後高い成長の見込まれる産業であり、特に航空機の開発サイクルが長いことから、人材育成のための指導者を確保することも課題である。知識及び経験豊富な高年齢者を最大限活用することが必要であり、航空機産業の特殊性を御理解いただきたい。今年度は、事業者において現行の制度を活用することとするが、今後更なる制度拡充について検討・協議したいと考える。		厚生労働省より、実現困難な理由として、全国の労働者及び使用者の方々から一律に頂いた保険料を原資としていることが挙げられている。 これに対し、指定自治体より、航空機産業の特性や特区制度の趣旨を考慮するよう要請があった。 両者の主張には、見解の相違があったものの、今年度については、現行制度のもと活用していく意向であるため、協議を一旦終了する。 今後、指定自治体および厚生労働省は、それぞれの回答を踏まえ、他の手段等を含め検討し、別途協議を行っていくこと。	Ⅳ
											2回目											
97	国際	5	アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	人材育成・確保推進事業	高度な技能や特殊工程についての知識・技能を持つ航空機関連の生産職人材の育成・雇用を図る。	航空機関連企業（雇用主）	厚生労働省	「キャリア形成促進助成金」、「キャリアアップ助成金」	拡充	航空機産業は、他業種と比較して、工程が多くかつスキルレベルが高度であるが、少量多品種生産のため、生産現場では手作業が多く、多数の生産職が必要となる。しかし、高度な技能や特殊工程についての知識・技能を持つ生産職の採用は、日本を代表する航空機メーカーにおいても容易ではなく、人材の確保・育成に慢性的に苦慮しているのが現状である。そうした中、今後、ボーイング787の増産が見込まれるなど、生産職の確保について、さらに懸念される状況にあることから、生産職人材の育成・雇用に対する支援を行う必要がある。 　このため、正規労働者対象の「キャリア形成促進助成金」について、「一般型訓練」の対象事業主に大企業を追加するとともに、非正規労働者対象の「キャリアアップ助成金」について、大企業の助成単価を中小企業と同じ額に引き上げる。	1回目	①厚生労働省 職業能力開発局育成支援課 ②厚生労働省 職業能力開発局実習併用職業訓練推進室	①「キャリア形成促進助成金」 ②「キャリアアップ助成金」	①B ②C		①平成27年度予算において、航空機産業を含む製造業等で厚生労働大臣の認定を受けたOJT付き訓練を実施する企業（大企業を含む）・事業主団体等を対象に経費助成・賃金助成等を行う「ものづくり人材育成訓練」メニューを創設するなど制度の拡充を図ったところであり、製造業はこの対象となりうることから、当メニューを積極的にご活用いただきたい。 ②非正規雇用労働者を対象とした「キャリアアップ助成金（人材育成コース）」については、中小企業は一般的に大企業と比して財務基盤が脆弱であり、人材育成が困難な状況等にあることから、助成額を手厚くしているところであり、限られた財源の中より高い政策効果を上げる観点から、大企業の助成単価を中小企業と同じ額に引き上げることは困難である。		d	①制度拡充部分については、非常に感謝している。航空機製造は人材不足が大きく懸念されており、人材の確保と、安全性に関わる航空機の製造を担える人材の育成のため、これらに係る助成は重要と考える。今年度は、現行及び改正後の制度を活用することとするが、今後更なる制度拡充（中小企業同等への拡充、大企業が利用することで、関連する中小企業へ制度利用への周知ができ、中小企業の制度利用促進に繋がる。）について検討・協議したいと考える。 ②航空機製造は人材不足が大きく懸念されており、人材の確保と、安全性に関わる航空機の製造を担える人材の育成のため、これらに係る助成は重要と考える。今年度は、現行の制度を活用することとするが、今後更なる制度拡充（非正規雇用労働者の減少や非正規雇用者の処遇改善を図るための制度と考えると中小企業と同等までとはいかないものの大企業であっても助成単価が少しでも引き上げられることにより、非正規雇用から正規雇用への切り替えの助成付けとなり地域の安定した雇用の拡大に寄与できる。また、大企業が利用することで、関連する中小企業へ制度利用への周知ができ、中小企業の制度利用促進に繋がる。）について検討・協議したいと考える。		①については、今年度の制度拡充により、現行制度にて対応可能の結論が得られたが、指定自治体より更なる制度拡充の要望があった。 ②については、厚生労働省より、実施困難な理由として、中小企業の財政基盤が大企業に比べ一般的に脆弱であることが挙げられている。これに対し、指定自治体からは大企業から中小企業への波及効果等を理由に、引き続き検討・協議したい意向であった。 ①ととも に、両者の主張には、見解の相違があったものの、今年度については、現行制度のもと活用していく意向であるため、協議を一旦終了する。 今後、指定自治体および厚生労働省は、それぞれの回答を踏まえ、他の手段等を含め検討し、別途協議を行っていくこと。	Ⅳ
											2回目											